

第三編

民俗文化

目次

第一章	村落社会の構造	三九	4	その他のならわし	三三	一	産育	三〇
一	村のつきあい	四〇	一	年中行事	三六	二	一人前	三〇六
二	氏神	四三	二	月	三七	三	婚・姻	三〇七
三	講	四三	三	月	三七	四	死・喪	三〇八
四	若連中と子ども組	四四	四	月	三六	第九章	芸能伝承	三三
五	同族関係	四四	五	月	三六	一	浄瑠璃・歌舞伎	三三
六	身分的呼称	四五	六	月	三九	二	万才	三三
第二章	衣食住の移り変わり	四七	七	月	三九	三	獅子舞い・ねり	三六
一	衣生活	四七	八	月	三九	四	盆おどり	三七
1	衣服	四七	九	月	三七	五	子どもの遊び	三九
2	はきもの	四八	一〇	月	三七	第十章	民間信仰	三三
二	食生活	四九	一	月	三七	一	信仰形態	三三
1	たべもの	四九	二	月	三七	二	神社・仏閣	三八
2	炊事道具	五一	一	伝説	三七	一	神	三八
三	住生活	五一	二	昔ばなし	三七	二	地域独特のもの	三四
第三章	労働とならわし	五四	一	労働歌	三八	三	仏閣	三九
一	農家経営とならわし	五四	二	祝歌ほか	三九	四	その他の信仰	四三
1	年貢(上納米)と隠し田	五四	三	わらべ歌	三九	五	信仰の移り変わり	四三
2	年貢と祈願	五五	四	迷信・俗信・まじない	三九	第二章	文化財	四四
3	荒子・雑仕	五五	一	伊予方言のあらまし	三九	一	文化財の概要	四四
4	子守りと労働	五五	二	久万地方で主に使われていた方言	三九	二	各文化財	四四
二	農耕とならわし	五五	第八章	風俗儀礼(人の一生)	三三	三	史跡	四四
1	水田とならわし	五五	一	久万地方で主に使われていた方言	三九	四	名勝地	四五
2	畑作とならわし	五五	二	久万地方で主に使われていた方言	三九	五	記念物	四五
3	山林とならわし	五六	二	久万地方で主に使われていた方言	三九	六	未指定のもの	四五

第一章 村落社会の構造

郷村(惣)は南北朝時代から室町時代にかけて現われた農村の自治組織であるという。

久万町には、東明神村、西明神村、入野村、久万町村、菅生村、上野尻村、下野尻村、上畑野川村、下畑野川村、直瀬村、露峰村、父野川村、二名村とあって、今は久万町の大字となっている。いつごろできたかはわからない。

この村(大字)の下に組がある。※印は昭和二〇年以降にできた組を示す。

- 東明神村
 - 三坂組、樅ノ木組、横通組、野地組、高山組、皿木組、中組、本組上、本組下※山神組
- 西明神村
 - 北条組、沖組、栄谷組、楨野川組、高殿組一、高殿組二、仰西組
- 入野村
 - 新開組、梶山組、影組、日之地組、駄場組一、※駄場組二、※春日台
- 久万町村
 - 住安町上、住安町中、住安町下、本町、桂町、福井町上、福井町中、福井町下、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、古町、辻組上、辻組下、※緑ヶ丘、※朝日ヶ丘
- 上野尻村
 - 上野尻組一、上ノ尻組二、上野尻組中、上野尻組下、※大谷組
- 下野尻村(旧大洲領)

第一章 村落社会の構造

馬酔木谷組、※日切組

○ 菅生村

中通組、中組上、中組下、中通組下、北村組、梶の沢組、高野組、中野村組一、中野村組二、向条組、楨谷組(美川村より分村合併)、宮之前組、※東国組

○ 上畑野川村

東河之内組、西河之内組、東明杖組、西明杖組、宝作組、岩川組、上西之浦組、下西之浦組

○ 下畑野川村

上田組、中村組、上河合組、東河合組、西河合組、柳井組、上狩場組、南狩場組、東狩場組、嵯峨山組、※新狩場組、※新開山組、※紅吉組、※西峰組、※住吉住宅組

○ 直瀬村

房代野組、上永子組、下永子組、上ノ段組、下ノ段組、久保組、庵条組、鳥越組、大西組、沖組、竹屋敷組、下沖組、古宮組、東組、駄場組、中通組、吉久組、西之川組、※夕日ヶ丘住宅組

○ 露峰村(旧大洲領)

橋詰組、西之川組、中村組、中組、若宮組、落合組、※父二峰教員住宅組

○ 父野川村(旧大洲領)

馬野地組、大久保組

○ 二名村(旧大洲領)

永久組、徳好組、宮成組、森田組、東条組、黒沢組、中条組、上厚組、帯石組、富重組、瀬戸組、※由良野組

右の組の下に五人組(伍長)があり、向こう三軒両隣の最も小さい単

位となっている。組に昭和二〇年以降は囑託員を責任者として置き、町行政の末端としている。

五人組には輪番による世話役があり、小部落つまり組には、組長がおり（今は町内会長）、大字には村総代（「社寺」あるいは「年行事」というところもある）がいて、寺や神社の経費や年中行事などをつかさどる。村総代が三人の所もあれば、五人の所もあり、人数はまちまちである。

藩政時代には、村々に庄屋・小走・使番・榊取役（斗差ともいう）・組頭がいたが、村の大小によってそれぞれ人数は一定していなかった。

庄屋には中世の土豪や地侍の出が多く、久万山では、久万大除城主大野氏の旗下が、天正一三年（一五八五）、秀吉の四国征伐によって滅び、一統下城し、帰農したという家が多い。こうした家が中心となって村づくりをしてきたが、やがて近世になって村役人となったようである。

庄屋は村行政の中心となり、絶対権を持っていて、年貢の収納・村の土木工事・戸籍の調査・宗門改め・土地の売買・村民の訴願・村民の生活上のことにまでその権力は及んだ。

組頭は庄屋の補佐役で、一名あるいは数名おり、小走は庄屋の命によって村内の使い走り、使番は他村への使い、役所への使いをし、年貢収納の時に榊ではかって受け取る役に榊取役がいて、これら村の役人は年俸にあたる給米をもらっていた。庄屋、組頭は代々世襲制が多かった。百姓も久万山では本門百姓と無縁家来となっている。百姓門は本門百姓で田畑を持ち、家屋敷を持ち、検地帳の上で年貢を負担する農民であり、無縁家来というのはそうしたことのない農民をさすようである。

こうした小農民は一七世紀の中ごろまでに自立していったという。領

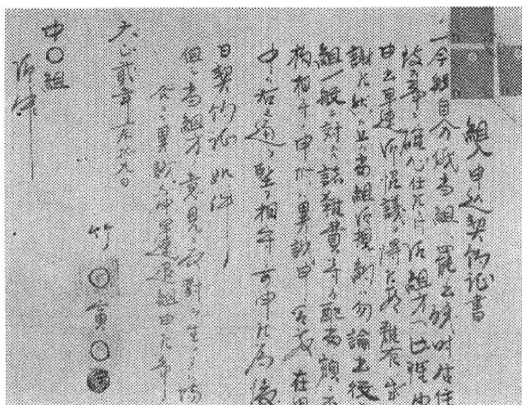
主はこの小村を大いにすすめた。郡奉行や代官は、ひとりひとりを支配したのではなく、村民に連帯責任をもたせて村全体を通して支配したので、領主に年貢を収めるのも村が単位で、検地帳も村ごとに作り、年貢取立ての命令書も受領証もすべて村あてに出された。最末端の自然村が行政村として単位をなしたわけである。

家庭生活においても戸主が絶対権を持ち、長子相続制であった。茶の間の座席にも序列があり、上座、下座、先座とあって、主人の座、妻の座、下男下女の座ときまっていた。

こうした仕組みの中で人々はどんな暮らしをしていたのであろうか。

一 村のつきあい

村のつきあいは主に組内と五人組内であった。組へ入るには組入りというものがあって、酒一升を出すのが前々からの習わしであった。時には引受人がいることもあったり、誓約書を入れる時もあったりしたという。組の規約は別にならないが、夫役に出なかったり、組内に迷惑をかけたたりしてしよ



組入申込契約証書

りをさせる。これを「恥をかかず」といい、また組内へおことわりをした時には、「大恥をかいた」というふうにいっただ。

おことわりもしないでつづいて迷惑をかける時は、組の寄合いで協議して組はずしにした。それでも反省しない時は、組追放や峠でたたき払いの制裁をしたというが、これはごく少なかったらしい。

「どうべらこいのはそうせんといけなかった」という。

まわり養い

四国遍路で病気になるって動けない者や、組内で貧しく、身寄りのない者などは、組はずれに小屋を建て、そこに住ませ、各家が順に当番で食物を持って行って食べさせて養った。これをまわり養いといい、死んだ時は組じまいといって組の連中で葬式をし墓も作った。慈悲心でしたという。

入合地

入合地は山で、上畑野川にも下畑野川にもあった。村からの当たり地であり年貢が安いので便利であった。年貢は年末に米を集めて支払いをした。もらう分と出す分を差し引きして済ませた。これを差引米といっ

た。入合山では組の橋をかける材料や、個人の家の薪、おろなども自由にとってよかった。後に鑑札がいった。鑑札は木の札に焼印がおしてあった。

後には共同植林をしたりしたが、時々は利害関係でけんかをする事もあったという。

昭和の初めごろに入合地を払い下げ、個人に分け売りして、今は全部

個人所有となっている。

道作り(第三章「労働とならわし」参照)

部落の大事な行事であり、春秋の二回各戸から一人ずつ出て道作りをする。秋十月は秋日と決まっていた。

主人にさしつかえのある時は主婦が代理で行くこともある。仕事に黙って出なかったら「デブサン」といって罰金を出すことになっていた。

虫送り(第三章「労働とならわし」・第一章「民間信仰」参照)

各戸から戸主が出て行ろ。

雨乞い(第一章「民間信仰」参照)

雨乞いは、餓鬼ヶ森・皿ヶ嶺・菊ヶ森・石墨山・桂ヶ森などの高い山に各戸から戸主が出て集合し、大火をたき太鼓や鐘をドン ドン チンチンと打ちながら、百万遍の大数珠を順ぐりに繰っていく。

「水たまれ 龍宮堂」

「どんどんどんつく 南無まいだ」

と繰りかえす。夜どおし火をたいて祈り、夜明け方に帰ってくる。そして、「結願」といってお宮、お寺に集まり数珠を繰って、神仏に祈り、酒を汲みかわして終わるのである。

山焼き(第三章「労働とならわし」参照)

入合地、菅場を焼く組の共同作業で、一戸から主人が一人ずつ出て山を焼いた。

大ぶしん

家を建てる時には組中が手伝いにいく。まず「どうぶき」からはじまる。

組内の各戸からひとりずつ「ころろく」で出る。音頭とる人の「どうぶき歌」に合わせて、威勢よく「どうぶき」がはじまる。

歌は、例えば

『このやしきは よいやしき、「そーれ」四方が高うて中くぼて「そーれ」一分や小判がすずれこむえー「そーれ」(「内はつく人の合いの手である)』

こうして仕事はすすめられ、食事は家主の方で準備し、終われば、酒、さかなで祝いをする。

次は建築である。大工(棟梁をはじめ弟子)が大勢集まり、大黒柱から他の柱と順に仕上げ、木びきも大鋸で板を引き割る。やだき(うし)もでき準備万端できると建前となる。親せき筋、組内の連中が集まって建てあげる。

仕事の間では「大工見舞い」があつて、ぼたもちをたくさん作ってもつていき、大工をねぎらつた。

建て終わると、矢を作り、七色の木綿の布の旗を立てて神に感謝する儀式を行い、家主は酒、肴さかなを準備してお祝いをする。

建前の日は大工送りをし、八木一俵を大工の棟梁に贈る。

屋根ふき

各戸で萱をもちよつたり、あるいは組で萱を刈つたりしてそろえた。また縄は二房ぼん(一房は縄五〇尋びんをいう)持ち寄ることになつてゐた。

組中がよつて屋根ふき、あるいは屋根替えをするのであり、ふき終わると宿主の方で食事を準備し、酒さかなでお祝いをして終わる。

葬 式(第八章「風俗儀礼」参照)

家の主人とか大切な人がなくなつた時は、組じまいといつて組中が出て葬儀を手伝う。家によつて戸主だけの時もあり、夫婦で手伝う時もある。

その時は季節の野菜、米や金をお悔みとしてもつていく。子供が亡くなつた時は、伍ちよう内ですが、組でする時もある。

もめぐと

人格の優れた人で、甘いも辛いもよく知っている人が仲裁をした。藩政時代は、お庄屋さんでした。

組 寄 り

組寄りは組長が招集する。必要によつて総代が組長や大字の住民を集めることもあつた。

部落費は年末に差引米といつて、出す方ももらう分を差し引きをして決算をした。

宮費は、本戸が一円なら、半戸はその半分の五〇銭出す。本戸には半戸は頭が上がらなかつた。

組長の選挙は、指名であつたが、明治の中ごろからは輪番になつた。組長には組内で好かれて、えこひいきのない公平な人が選ばれ、以前はなかなかえらい地位であつた。

こうしてみると、村のつきあいは組つきあいが多いのと、年中行事と関係が深いことがわかる。相互扶助という面でもよく行き届いた形があ

り、自治的な形ができていくことがわかる。こうした藩制時代から明治・大正とつづいてきている組づきあいには、長い伝統に立って現代もつづいている組が多い。

二 氏 神

現在は氏神様は、大字ごと一社ある。合祀する前には各組ごとであった。地域住民の信仰の中心であり、住民は氏神様に対し全部氏子であった。宮の維持管理は宮総代、寺関係は寺総代が主管し、費用は神社費、寺費として、資産の状況によって各戸から徴集した。

藩政時代の神社には、社人というものがいて神に仕え、寺には僧侶がいて仏に仕えた。

祭日は春・夏・秋・冬とそれぞれあるが、秋祭りが最も盛大に行われ、神輿渡御があった。

神社以外に山の神様・火の神様である愛宕さん・お大師さん・お薬師さん・お観音様がある所もあり、それぞれ縁日にはお参りをした。

三 講 (第一〇章「民間信仰」参照)

頼母子講

組単位が主で、掛け金をかけていって一番必要な者が先にとつていくしくみである。明治・大正に多かった。

馬頼母子というのもあって、これは全戸強制加入であった。これに入らなかったら組ま、ま、こになるほどのものであり、馬が死んだ時に備える講である。明治・大正以前は、馬が各戸にいて、馬は農家経営をしてい

く上に欠くことのできないもので、生活に直結していた関係からできたものであろう。

米 講 (米頼母子ともいう)

農家の内で、病人があったり、不幸があったりして、その年の生活に困るか、あるいは、田畑・山林などの不動産購入・家屋の改築などで、一時に多額の費用が必要とされたときに、親族・組内・友人などのグループで、一定の掛米を出し合って援助し合う仕組みである。援助を受けた家は、長年ながねんでこの負債を返していく。翌年から同量の米を、グループの内での年に最も必要とするものが取る。全員が取り終わるまで、毎年一回年末にかけていく。これを米頼母子といい、この頼母子をつかった人を頼母子親おやという。

親の名をとって「何某始め頼母子」という名称で呼び、親以外のものを子として、頼母子帳を作製する。

帳面には、

一、親名及びその他の連名・捺印

一、規約

1、掛け米

2、利息及び利息分配法

3、取り番氏名・及び年月日・並びに保証人等

4、その他必要事項

が記されており、総代一名をきめて、総代が保管している。

米頼母子には全員が二〇俵、五〇俵を年々掛ける大きなものもあったが、これらは特別で、普通一般では二俵掛けから五俵掛けが多かった。

負債者（既取者）の支払い利息も安く、取った翌年から、自己の掛け米の二、三割を納める程度であった。

利息の分配方法には、年々利息を加算して受け取るものと、取り番を除いた未取者に利息を割りもどし、未取者の掛け米を年々少くする方法の二種類があった。

年一回頼母子講を開き、掛け米と利息米を持ち寄り、酒・さかな・すしなどで祝った後、くじなどで取り番を定めた。負債者は支払い利息が安くて助かるし、また、未取者もかなりの利殖となる意味で、親も子も頼りになるといふところから「頼母子」という名が生まれたものである。頼母子講の人数には制限があり、一一名か一三名で行うのが常であった。この人数でいくと、親も子も無理が当たらないからである。

現在も、米頼母子は、経済的にみても現物持ち寄りであるためあまり変化がない。現物のかわりに、「三等米政府売り渡し価格」というような規定を設けて、（実際には金納である）米頼母子を続けている地区がある。

四 若連中と子ども組

大正以前は若連中という青年の集団があつて、一五、六歳になったら強制的にこの組にいれたのであつた。結婚したらやめる。必要によつて組々で会堂に集まり会議もした。この若連中のすることは、秋祭りの興守、獅子舞いなどであつた。これは青年の大切な役割であつた。また、集まつた時には「力石」をかついで力だめしをしたりした。「あり殺し」というのが初級で力石をありが通るぐらいいしか上げられない級、次が「膝取り」で膝まで石をあげることができる級、次は腹まで、最上



力石

（左下一俵目・左上15貫右二俵目 直瀬下組公会堂にて）

級が肩までという四段階あつて、肩まで上げたら名譽であり、力自慢の一つであつたという。

明治・大正以前は「相撲」が大流行し、宮の奉納相撲が各村々で行われ、青年がよく相撲をとり村の人々も大勢見に行った。

いわざ小屋

小組の集会所で、青年たちがここへ集まって、ぞうりや

わらじなどを作つた。

娘連中の集団はなかつた。「女の子は外へ出歩くものでない」という考え方からきていたが、お稽古^{けいこ}ごとは、四人、五人と習いにいった。裁縫とか、三味線習いであつた。

よばい

昭和のはじめごろまではよくあつた。若い衆が娘さんの所へ夜いくのであるが、親が気にいった青年であればいらすが、気にいらぬ時は戸をしめて入れぬこともあつた。

五 同族関係

同族はもともと血縁関係を表すものであり、本家、分家を中心で形造

られ、相互扶助の精神がその根幹であった。

この本家、分家を含めた血族関係にあるものを「まき」とか「まき」とかいった。が、なかには幼少のころ子守りとして養育を受け、長じて作男となり、その家から「しわけ」（商家でいうのれんわけ）をしもらった者や、風俗儀礼の中に述べる名つけ親に名をつけてもらった子どもなども含めて、まきと称するところもある。

また、姻戚関係は同族とはいわなかったが、養子縁組による養子は同族とした。つまり、嫁の里方・養子の里方は同族としなかったわけである。

相互扶助は以下述べるような状態で行われた。

本家は分家と異なり、資産も相応に多いのが普通であった。この本家を中心にしてつき合いがなされていたわけであるが、一族にことあるときはすべて手伝いあった。冠婚葬祭はもとより、農事、山林の作業などの手伝いもすべて無報酬であった。なかでも本家の主人は絶対の権力をもっており、その命令に服従しないものは一族から「のけもの扱い」にされた。そのため、本家からの招集命令が出ると、なにをおいても本家のお手伝いをしなければならなかった。それを利用して私財の蓄積にとめる本家も多かった。

その反面、本家は、分家に対していろいろな援助も行った。たとえば、薪炭、竹材、金銭の貸与、米麦の供与などがある。金銭は無利子で元金のみを返済させたが、他はすべて無償提供であった。

また、一族の中でのめごともすべて本家がその裁量をした。したがって、本家は一族の代表であり、本家が衰微すれば、分家の生活にも

直接響くので、本家の隆盛に分家は意を注いだ。

本家が一族の代表者であるところから、社会的にも本家は丁重に扱われた。本家が他の一族から重い重な扱いを受けるためには、本家の主人や家族が立派であると同時に、資産も相応になければならなかった。本家が社会的に尊重されることはその一族の名誉であると同時に、同族全体の社会的地位が向上することもあった。そのため同族間で社会的地位を低下させる行為は、お互いに戒め合ったものである。もしそのようなものが出ると、それは一族の恥じとして同族間から見放される結果となり、他の一族からも相手にされなくなることが多かった。そのため家の生活が支えられなくなる場合さえあった。だから、同族から見放されることは、その地域での生活権がすべてくずれ去ることもあった。

親が六〇歳ごろになると、「隠居」と称してその実権を長男に譲り、余世を送る者が多かった。隠居をしてもよほどの難問がもちあがると再びその裁量に乗り出すことがあった。

実権を譲られて、家督を引き継いだ家を「おもや」といった。これは隠居に対していった呼び名である。

六 身分的呼称

身分的呼称とは、厳密にいえば、呼ばれる人の社会的あるいは家族的地位・立場などによって決まるものであるということが出来る。

○下男のことを社会一般では「あらしこ」というが、下男を雇っている家では「にい」と呼ぶことが多かった。

○下女に対しては「ねえ」といっていた。

○本家の主人を呼ぶ場合は「だんなさん」、隠居をした人に対しては「だだんなさん」、本家の主人の妻に対しては「およめさん」、本家の主人が養子の場合、その家の義父母が他人に対して話す時は「うちのにい」というようなことばを使っていた。嫁にももらった場合は、「うちのねえ」ということばを使っていた。

○父親を呼ぶ場合、「とうやん、とっちゃん」、母親を呼ぶ場合、「かあやん、かあちゃん」、祖父を呼ぶ場合、「じいやん、じいちゃん」、祖母を呼ぶ場合、「ばあやん、ばあちゃん」といった呼び方が最も多いようである。所によつては、母親のことを「おかやん」と呼んでいたようであるが、これは限られた地区でのみ使われていることばである。

○養子が義父を呼ぶ時は、「おやじさん」と呼んでいた。

○男の子に対しては「ぼう」といい、女の子に対しては「じょう」という。男女ともに二〇歳ごろまでこの呼び方で呼ばれていたようである。結婚をすると、「わかいし」、「ねえ」ということばに変わっていくのである。

○目下の者に対しては、大半が呼び捨てであった。(特に家庭内で)

○社会的に地位・身分の高い者に対しては、「先生・大将」と呼んでいたようである。

○また、人を軽蔑したい方の場合にも、「先生・大将」を使っていた。

○他人同士で、しかも同列の場合は、「○○にい、○○ねえ」と呼んでいる。

○夫が妻のことを他人に話す時は、「うちのおかあ」といい、また、妻を呼ぶ場合も「おかあ」と呼んでいたようである。

これらの呼び方は、現在も使われることがある。